

議員提出議案第 21 号

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 10 月 23 日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提 出 者

有 本 純 子	山 下 昌 彦	土 岐 恭 生
大 内 啓 治	竹 下 隆	岡 崎 太
角 谷 庄 一	飯 田 哲 史	片 山 一 歩
伊 藤 良 夏	杉 村 幸太郎	荒 木 肇
山 本 長 助	黒 田 當 士	加 藤 仁 子
西 徳 人	明 石 直 樹	高 山 仁
山 中 智 子	井 上 浩	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,080,000 円
副 議 長	月額	960,000 円
議 員	月額	880,000 円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抄)

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,080,000 円
副 議 長	月額	960,000 円
<u>常任委員長</u>	<u>月額</u>	<u>910,000 円</u>
<u>副委員長</u>	<u>月額</u>	<u>900,000 円</u>
議 員	月額	880,000 円